

# 竜串自然再生協議会設置要綱

## (設置)

第1条 自然再生推進法（平成14年法律第148号（12月11日公布））第8条に規定する自然再生協議会を設置する。

## (名称)

第2条 この自然再生協議会は、竜串自然再生協議会（以下、協議会と称する）という。

## (対象区域)

第3条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、竜串湾及びその流域並びに宗呂川流域とする。

## (目的)

第4条 対象区域における自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

## (所掌事務)

第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生の事業または活動の実施計画案の協議
- (3) 自然再生の事業または活動の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項

## (委員)

第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 自然再生の事業または活動を実施しようとする者
  - (2) 地域住民、特定非営利活動法人等、自然環境に関する専門的知識を有する者、土地所有者等、その他(1)の者が実施しようとする自然再生の事業または活動に参加しようとする者
  - (3) 関係行政機関及び関係地方公共団体
- 2 委員の任期は、奇数年度の年度末までとする。
- 3 委員は公募によるものとし、再任は妨げない。

## (新規加入)

第7条 新たに委員となろうとする者は、第14条に規定する運営事務局に委員となる意思表示を行い、第11条に規定する協議会の会議に出席した委員の合意を得て、委員となることができる。

(委員資格の喪失)

第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣言
- (3) 団体若しくは法人の解散
- (4) 解任

(辞任及び解任)

第9条 辞任しようとする者は、第14条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

- 2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、第11条に規定する協議会の合意により委員を解任することができる。

(会長及び会長代理)

第10条 協議会に会長1名及び会長代理2名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

(協議会の会議)

第11条 協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 協議会は必要に応じ、第12条に規定する部会での検討状況の報告を求めることができる。

(部会)

第12条 協議会は、第16条に規定する細則の定めにより、部会を置くことができる。

- 2 協議会委員は、部会に所属することができる。
- 3 部会は、部会長及び部会長代理を各1名置き、部会委員の互選により定める。
- 4 部会長代理は、部会長を補佐し、必要に応じ部会長の職務を代理する。
- 5 部会は部会長の召集により開催される。
- 6 部会長は、部会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、部会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 7 部会は、協議概要を第11条に規定する協議会の会議に報告する。

(公開)

第13条 協議会の会議及び部会は、希少種の保護上または個人情報保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

- 2 協議会の会議及び部会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
- 3 協議会の会議及び部会の資料は、ホームページ等で公開する。

4 協議会の会議及び部会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、ホームページ等で公開する。

(協議会運営事務局)

第14条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

2 運営事務局は、環境省中国四国地方環境事務所、高知県、土佐清水市で構成し、共同で運営する。

(運営事務局の所掌事務)

第15条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第11条に規定する協議会の会議の議事に関する事項
- (2) 第13条に規定する協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他協議会が付託する事項

(運営細則)

第16条 この要綱に規定することの他、協議会の運営に関して必要な事項は、第11条に規定する協議会の会議の合意を得て、会長が別に規定する。

(要綱改正)

第17条 この要綱は、第11条に規定する協議会の会議に出席した委員の合意を得たうえで、改正することができる。

附則

この要綱は、平成18年9月9日から施行する。